（自立訓練（生活訓練）に係る指定の申請等）

第三十四条の十五　（略）

2～4　（略）

5　都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

（就労移行支援に係る指定の申請等）

第三十四条の十六　（略）

2・3　（略）

4　都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

（就労継続支援Ａ型に係る指定の申請等）

第三十四条の十七　（略）

2・3　（略）

4　都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき就労継続支援Ａ型に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

（就労継続支援Ｂ型に係る指定の申請等）

第三十四条の十八　（略）

2・3　（略）

4　都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき就労継続支援Ｂ型に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

（就労定着支援に係る指定の申請等）

第三十四条の十八の二　（略）

2・3　（略）

4　都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき就労定着支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

（自立生活援助に係る指定の申請等）

第三十四条の十八の三　（略）

2・3　（略）

4　都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき自立生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

（自立訓練（生活訓練）に係る指定の申請等）

第三十四条の十五　（略）

2～4　（略）

（新設）

（就労移行支援に係る指定の申請等）

第三十四条の十六　（略）

2・3　（略）

（新設）

（就労継続支援Ａ型に係る指定の申請等）

第三十四条の十七　（略）

2・3　（略）

（新設）

（就労継続支援Ｂ型に係る指定の申請等）

第三十四条の十八　（略）

2・3　（略）

（新設）

（就労定着支援に係る指定の申請等）

第三十四条の十八の二　（略）

2・3　（略）

（新設）

（自立生活援助に係る指定の申請等）

第三十四条の十八の三　（略）

2・3　（略）

（新設）